

日本の金融経済教育

Financial and Economic Education in Japan

日本証券業協会事務局

第1章 日本の金融経済教育の国家戦略

1 国家戦略策定の背景・概要

(1) 国家戦略策定の背景

日本においては、ペイオフ解禁の拡大により、「金融教育元年」と位置付けられた2005年以降、内閣府、文部科学省及び金融庁などの関係官庁をはじめ、金融広報中央委員会（下記参照）や民間の金融機関、金融関係団体等において、学校における金融経済教育の推進・充実に向けたさまざまな取組が行われてきた。

そのような中、2008年のリーマン・ショック時の教訓として、世界的に金融リテラシー向上に対する認識が高まり、2012年6月にOECDの金融教育に関する国際ネットワーク（International Network on Financial Education：INFE）が、金融経済教育を推進するに当たっては、国のレベルでよく調整された戦略を立てることが、資源と労力の重複を避けつつ効率性を実現するための最善の手段の1つであるとする「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」¹を公表し、同原則が同年6月のG20ロスカボス・サミットの首脳宣言で承認された。このような動きを踏まえ、日本においては、2012年11月、金融庁が、有識者、関係省庁及び関係団体をメンバーとする、金融経済教育研究会を設置し、金融経済教育の現状を改めて把握するとともに、我が国における金融経済教育の今後のあり方について検討が行われた²。

○ 金融広報中央委員会

都道府県金融広報委員会、政府、日本銀行、地方公共団体、民間団体等と協力して、中立・公正な立場から、暮らしに身近な金融に関する幅広い広報活動を行っている。同委員会は、1952年に貯蓄増強中央委員会として発足したが、その後時代とともに大きく変化する活動の実態に合わせ、1988年には貯蓄広報中央委員会に、2001年4月には現在の金融広報中央委員会に名称を改めた。

【メンバー構成】

委員：金融経済団体、報道機関、消費者団体等の各代表者、学識経験者、日本銀行副総裁等

参与：関係省庁局長、日本銀行理事 顧問：金融庁長官、日本銀行総裁事務局：日本銀行情報サービス局内

（出典）金融広報中央委員会ウェブサイト「知るぽると」

<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/gaiyo/iinkai.html>（2023.1.6閲覧）

(2) 国家戦略の概要

OECDが2015年に公表した「National Strategies for Financial Education OECD/INFE Policy Handbook」³では、「金融経済教育研究会」が、2013年4月に公表した「金融経済教育研究会報告書」⁴及び日本銀行（金融広報中央委員会）が2007年2月に公表した「金融教育プログラム」が国家戦略として扱われているが、本稿では、主に前者を日本における国家戦略として位置付けた。同報告書では、学校段階、社会人・高齢者段階とも、金融経済教育に充てることができる機会及び時間には制約があり、効率的かつ効果的に金融経済教育を推進するためには、推進体制の整備と併せ、最低限身に付けるべき事項についてコンパクトな形でまとめたものを関係者で共有し、これにフォーカスした形で進めていくことが有意義であるとされた。

具体的には、一人の社会人として、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていく上で、もっとも基本となるのが「家計管理」と将来を見据えた「生活設計」の習慣であること、また、実際に金融商品を利用するには、取引（契約）を適切に行うために理解すべき事項、時々の金融経済情勢も踏まえて金融商品を適切に選択するために必要な基礎知識、さらには、保険、ローン・クレジット及び資産形成商品といったカテゴリーごとの基本的な留意点を身に付けていくことが重要であるとされた。加えて、自らの判断のみに頼らず、第三者のアドバイスを求める必要性についても理解しておくことが重要とされ、それらのための生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシーを、「家計管理」、「生活設計」、「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」及び「外部の知見の適切な活用」の4分野・15項目で整理している。

(3) 資産所得倍増プランの取りまとめ（2022年11月）

2022年11月、内閣に設置された新しい資本主義実現会議で取りまとめられた「資産所得倍増プラン」⁵における取組の柱の1つとして、「安定的な資産形成の重要性を浸透さ

- 1 同原則では、金融教育の範囲・目的の定義、国家戦略に関するガバナンスの仕組み・主要な利害関係者の役割、国家戦略の行程表（ロードマップ）の作成、金融教育プログラムの実行・評価等の整理をしている。
- 2 金融庁の所掌事務として、金融庁設置法において「金融に係る知識の普及に関すること」が規定されている。
- 3 National Strategies for Financial Education OECD/INFE Policy Handbook
<https://www.oecd.org/daf/fin/financial-education/National-Strategies-Financial-Education-Policy-Handbook.pdf>（2023.1.6閲覧）
<https://www.oecd.org/daf/fin/financial-education/National-Strategies-Comparative-Tables.pdf>（2023.1.6閲覧）
- 4 金融経済教育研究会「金融経済教育研究会報告書」（2013年4月公表）
<https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130430/01.pdf>（2023.1.6閲覧）
- 5 新しい資本主義実現会議（第13回）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai13/gijisidai.html（2023.2.21閲覧）

せていくための金融経済教育の充実」が盛り込まれた。その取組の中で、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として、新たに2024年中に「金融経済教育推進機構（仮称）」を設立することとされている。その際、日本銀行が事務局を担う金融広報中央委員会の機能を移管・継承し、金融庁が事務局機能を担い、関係省庁の連携を促すとともに施策の調整・フォローアップを行うこととされている。また、運営体制の整備や設立・運営経費の確保に当たっては、政府、日本銀行に加え、全国銀行協会・日本証券業協会等の民間団体からの協力も得ることとされている。

今後、資産形成支援に関連する施策を関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定することとされている⁶。

2 国家戦略の行動計画

（１）検討体制の整備

前述の「金融経済教育研究会報告書」の提言を踏まえ、同報告書の方針を推進するに当たり検討課題として示された諸課題への取組について審議することを目的として、2013年6月、「金融経済教育推進会議」（下記参照）が設置された。同会議は、有識者（金融や家政の研究者、資産運用の実務家等）で構成され、文部科学省、金融庁、消費者庁のほか、金融関係団体なども複数参加し、年2回定期的に開催されている。

同会議設置当初の2013年度の主な取組内容は、①最低限習得すべき金融リテラシーの内容の具体化・体系化、②金融経済教育にかかる情報提供の体制の整備等、③金融経済教育を担う人材の確保・育成、④効果測定の定期的な実施などであった。

また、同会議では、金融経済教育のコンテンツ作成、関係団体による取組や、同会議の構成団体が教育活動を行うに当たっての中立性・公正性に関する考え方の共有（「第5章 金融経済教育における中立・公正性の規準」参照）のほか、「金融経済教育研究会報告書」で示された金融経済教育の3つの目的（①生活スキルとしての金融リテラシー、②健全で質の高い金融商品の供給を促す金融リテラシー、③我が国の家計金融資産の有効活用につながる金融リテラシー）の達成状況などについても報告が行われている。

○ 金融経済教育推進会議

2013年6月に金融広報中央委員会（事務局：日本銀行情報サービス局内）の中に設置【メンバー構成】関係省庁（金融庁、消費者庁、文部科学省）、有識者、金融関係団体（全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本

FP協会、日本取引所グループ、運営管理機関連絡協議会、信託協会）、金融広報中央委員会

（出典）金融広報中央委員会ウェブサイト「知るぽると」

<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/suishin/>（2023.1.6閲覧）

（２）金融リテラシーの具体化・体系化

「金融経済教育推進会議」では、2014年6月、前述の「金融経済教育研究会報告書」において示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を、年齢層別に、体系的かつ具体的に記した「金融リテラシー・マップ」（2015年6月改訂）⁷を作成した（特記事項1）。このマップの作成により、国民が身に付けるべき金融リテラシーの内容を明確化したことで、同会議では、自治体、業界団体、金融機関、NPO団体等が様々な現場でより効果的・効率的に金融教育を推進することができるようになることを企図している。

また、同マップの小学生から高校生までの部分については、金融広報中央委員会が取りまとめた「金融教育プログラム」（2007年発刊）の「学校における金融教育の年齢層別目標」（2015年3月改訂）の内容との整合性が確保されていることや、「金融教育プログラム」が実践事例等を含めて既に教育現場に定着していることに鑑み、高校生以下の学校教育段階では、「金融教育プログラム」の年齢層別目標を基本に推進していくこととされた。

（３）「金融経済教育推進機構（仮称）」における取組

資産所得倍増プランでは、今後は「金融経済教育推進機構（仮称）」を中心として、学校・企業向けの出張授業やシンポジウムの開催など、官民一体となった効果的・効果的な金融経済教育を全国的に実施するほか、「金融リテラシー・マップ」の活用や、行動経済学の知見も参考にすることとされている。同機構では、個人が投資機会を身近に感じられるよう、つみたてNISA等の制度に関する情報発信も含め、全世代向けに積極的な広報を展開することとされている。

3 金融経済教育に係る法令・諸規則

金融経済教育の推進等について直接規定した法令等はないが、2013年6月に閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」において、「消費者教育の推進に関する法律」⁸に規定する「その他の消費生活に関連する教育」として、法教育、主権者教育、キャリア教育とともに金融経済教育が位置付けられた。

なお、「消費者教育の推進に関する法律」には、「消費者教育は、消費生活に関する知識

6 2023年3月、金融庁はこれらを実現するための「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を第211回国会に提出している。

7 金融経済教育推進会議「金融リテラシー・マップ」（2015年6月改訂）
<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy/pdf/map.pdf>（2023.1.6閲覧）

8 「消費者教育の推進に関する法律」（2012年12月13日施行）
総合的、一体的に消費者教育を推進するため、定義や基本理念、国や地方公共団体の責務などを定めた法律

を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。（第3条第1項）、「消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされなければならない。（同第7項）」との規定が設けられている（下線は日証協にて付記）。

4 国家戦略の主体等

前述のとおり、我が国における金融経済教育の国家戦略は、金融庁が中心となって構築し、金融広報中央委員会に設置された「金融経済教育推進会議」が中心となって、国民の金融リテラシーの向上を目指す具体的な取組が進められてきた。同会議では、国民が身に付けるべき金融経済教育を、項目別・年齢層別に具体的な学習事項として体系化するとともに、金融広報中央委員会ウェブサイト「知るぽると」をポータルサイトとした同会議の構成団体の活動紹介などの情報提供を行っている。

一方、金融庁においても、金融行政上の課題の1つとして、金融経済教育及び投資教育を通じた金融リテラシーの向上に取り組んでおり、同庁が毎年公表している「金融行政方針」⁹においても学校における金融経済教育に関する課題や取組方針等が示されている（特記事項2）。

5 金融経済教育の意義・目的／基本理念

「金融経済教育研究会報告書」（2013年4月、金融庁金融研究センター）及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（2013年6月、閣議決定）において、「金融経済教育の意義及び目的は、金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現に貢献していくことにある。」とされた。

その後の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（2013年6月閣議決定）では、「国民一人一人が、金融リテラシーを身に付けるためには、金融や経済についての知識のみならず、家計管理や将来の資金を確保するために長期的な生活設計を行う習慣及び能力を身に付けること、保険商品、ローン商品及び資産形成商品といった金融商品の適切な利用選択に必要な知識及び行動についての着眼点等の習得、事前にアドバイスを受けるなどといった外部の知見を求めることの必要性を理解することや、金融リテラシーは、自立した消費生活を営む上で、必要不可欠であり、消費者教育の重要な要素であることから、金融

9 金融庁では、金融行政が何を指すかを明確にするとともに、その実現に向け、各事業年度においていかなる方針で金融行政を行っていくかについて、2015年から「金融行政方針」を公表し、その進捗状況や実績等を継続的に評価している。

経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、金融経済教育と連携した消費者教育を推進することが重要である」とされた。

また、金融広報中央委員会が作成した「金融教育プログラム」（全面改訂版）¹⁰では、「自立する力」と「社会とかかわる力」といった観点から金融教育の意義をとらえて次のように整理している。

- ✓ お金を通して生計を管理する基礎を身に付け、それをもとに、将来を見通しながら、より豊かな生き方を実現するため、主体的に考え、工夫し、努力する態度を身に付けること（自立する力の育成支援）
- ✓ 金融・経済の仕組みを学び、働くことやお金を使うことなどを通して、社会に支えられている自分と社会に働きかける自分とを自覚して、社会に感謝し、貢献する態度を身に付けること（社会とかかわる力の育成支援）

第2章 初等中等教育（中学校／高等学校）における金融経済教育

1 初等中等教育（中学校／高等学校）における金融リテラシーの習得体系

（1）教育課程（カリキュラム）の基準

我が国では、文部科学省が全国どここの学校（小学校、中学校、高等学校）でも一定の水準が確保されるよう、教育課程（カリキュラム）の基準として、学習指導要領を定めている。学習指導要領は昭和33（1958）年より告示の形で定められており、各学校の教育課程の編成及び実施に当たっては、これに従わなければならない。学習指導要領は教育課程全般にわたる配慮事項や授業時数の取扱いなどを「総則」で定めるとともに、各教科等について、それぞれの目標、内容、内容の取扱いを大まかに規定しており、グローバル化や急速な情報化、技術革新など、社会の変化を見据えて、子供たちがこれから生きていくために必要な資質や能力について見直しを行い、およそ10年に1度改訂されている。また、学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細については、文部科学省が公表する学習指導要領解説に記載されている。

したがって、初等中等教育における金融経済教育については、文部科学省が実施主体となって、学習指導要領及び同解説に基づいた学習において全国統一的に行われている。初等中等教育における授業の主たる教材は教科書であり、教科書は教科書発行会社が学習指

10 金融広報中央委員会 金融教育プログラム(全面改訂版)―社会の中で生きる力を育む授業とは―(2016年2月)
<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/program/> (2023.2.22 閲覧)
本稿では、参考文献等において「金融教育」とされている場合は、その表記に従っている。

導要領に基づいて、著作・編集している。文部科学省の検定に合格した教科書は、全国各地で使用する教科書を決定するための採択を経て、児童・生徒に届けられる。教科書は編集の開始から、児童・生徒の手に届くまで約4年を要している（特記事項3）。

（２）学習指導要領に盛り込まれた金融経済教育

我が国の初等中等教育における金融経済教育は、中学校では主に「社会（公民的分野）」や、「技術・家庭（家庭分野）」、高等学校では主に「公民科」の科目である「公共」¹¹、「政治・経済」及び「家庭科」の科目である「家庭基礎」、「家庭総合」で実施されている。

また、中学校学習指導要領総則及び高等学校学習指導要領総則においては、生徒や学校、地域の実態等を考慮し、教科等横断的な視点に立って現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育成していくことが示されており、各学校の判断により社会科、家庭科に限らず、他の教科等と連携して金融経済教育に関する授業を行う工夫などもできるようになっている。各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（カリキュラム・マネジメント）に努めるものとする」と記されている。

（３）金融リテラシー・マップに示される最低限身に付けるべき金融リテラシー

金融リテラシー・マップに示される最低限身に付けるべき金融リテラシーの内容は、「家計管理」、「生活設計」、「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」及び「外部の知見の適切な活用」の4分野に分かれている。なお、「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」については、さらに5分類（金融取引としての素養、金融分野共通、保険商品、ローン・クレジット、資産形成商品）されている（特記事項1）。その内容は小学生・中学生・高校生・大学生・若年社会人・一般社会人・高齢者という年齢層別に体系的かつ具体的に記載されている。

小学校から高校生の「金融リテラシー・マップ」の内容は、学習指導要領又は同解説に示された教科等の内容を反映している一方で、学習指導要領又は同解説に記述されていないもの（各教科における発展的な学習、総合的な学習の時間及び特別活動において実践されてきたものなどを中心に取りまとめたもの）も含んでいることから、児童・生徒が金融リテラシー・マップに記載されている内容について、学校教育ですべてを取り扱うべきとされているものではないことには、留意する必要がある。

11 高等学校学習指導要領（平成30年告示）は、2022年度の新入生から年次進行で実施されるため、2022年度時点では、公民科科目として「現代社会」も実施されている。

2 金融経済教育カリキュラムの概要

（１）学習指導要領における金融経済教育を取り扱う教科・科目の概要

ア．中学校

中学校においては、2021年度から全面実施されている学習指導要領（平成29年告示）及び同解説の下で、主に「社会（公民的分野）」及び「技術・家庭（家庭分野）」において金融の仕組みや働きや経済活動、金銭管理に関する教育が行われている。

a. 社会（公民的分野）

従来から、「社会（公民的分野）」の学習指導要領の金融経済に関する分野では、間接金融と直接金融を取り上げ、金融の仕組みや働きを理解できるようにすることが求められていたが、新たに起業について触れるとともに、経済活動や起業などを支える金融などの働きについて取り扱うこと、また、近年ではICTの発達などによりフィンテックと呼ばれるIoT、ビッグデータ、人工知能といった技術を使った革新的な金融サービスを提供する動きが多く見られ、様々な支払い方法が用いられるようになってきていることを理解できるようにすることが新たに盛り込まれた。

また、資金の流れや企業の経営の状況などを表す企業会計の意味を考察することを通して、企業を営営したり支えたりすることへの関心を高めるとともに、利害関係者への適正な会計情報の提供及び提供された会計情報の活用が求められていること、これらの会計情報の提供や活用により、公正な環境の下での法令等に則った財やサービスの創造が確保される仕組みとなっていることを理解できるようにするといった企業会計に関わる学習も新たに盛り込まれた。さらに、分野の内容に関する専門家や関係諸機関などと円滑な連携・協働を図り、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動を充実させることが新たに盛り込まれた。

b. 技術・家庭（家庭分野）

「技術・家庭（家庭分野）」における消費生活や環境に関する分野については、従来の中学校学習指導要領（平成20年告示）の下においても「消費者の基本的な権利と責任についての理解」といった記述はあったが、現行の中学校学習指導要領（平成29年告示）の下では、計画的な金銭管理の必要性や売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解することなどが新たに盛り込まれた。

イ．高等学校

高等学校においては、2022年度の新入生から年次進行で実施されている学習指導要領（平成30年告示）において、公民科の必修教科目として「公共」が新設され、選挙権年齢や成年年齢の引下げなどを踏まえ、「公共」を、原則として入学年次及びその次の年次に2か年のうちに全ての生徒に履修させることとし、その履修の後に選択科目である「倫理」及び「政治・経済」を履修できることとされた。

a. 公共

「公共」の学習指導要領及び同解説では、主として経済に関わる事項として、職業選択、雇用と労働問題、財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、市場経済の機能と限界、金融の働き、経済のグローバル化と相互依存関係の深まり（国際社会における貧困や格差の問題を含む。）などに関わる現実社会の事柄や課題について学習することとされている。

「金融の働き」については、金融とは経済主体間の資金の融通であることの理解を基に、金融を通じた経済活動の活性化についても触れることとされた。具体的には、金融の意義や役割を理解できるようにするとともに、金融市場の仕組みと金利の働き、銀行、証券会社、保険会社など各種金融機関の役割、中央銀行の役割や金融政策の目的と手段について理解できるようにするほか、金融は家計や企業からの資金をさまざまな経済主体に投資することで資本を増加させ、生産性を高め、社会を豊かに発展させる役割を担っていることを理解できるようにすることとされた。

また、近年の金融制度改革の動向や金融政策の変化などを理解できるようにするとともに、フィンテックと呼ばれるIoT、ビッグデータ、人工知能といった技術を使った革新的な金融サービスを提供する動き、クレジットカードや電子マネーなどの利用によるキャッシュレス社会の進行、仮想通貨など多様な支払・決済手段の普及、さまざまな金融商品を活用した資産運用にともなうリスクとリターンなどについて、身近で具体的な事例を通して理解できるようにするとされ、資産運用のリスクとリターンについても言及している。

また、「起業のための資金はどのようにすれば確保できるか」といった具体的な問いを設け主題を追究したり解決したりする学習なども例示されている。その際、資金を必要とする企業は銀行などからの借入によるだけではなく、株式や社債の発行によっても資金調達ができること、経営者と投資家などとの間には企業の経営状況に関わる情報の保有量や質に差が存在することから、企業には法に基づく適正な手続きに則った企業会計に関わる情報の開示が求められており、会計情報の提供や活用により、公正な環境の下での法令等に則った財やサービスの創造が確保される仕組みになっていることについても考察、構想し、表現できるようにすることが考えられるとしている。

b. 政治・経済

「政治・経済」（選択科目）において、金融に関する内容が扱われているが、同科目の学習指導要領及び同解説では、金融に関する技術変革や企業経営に関する金融の役割に触れること、例えば、資金に余裕のある家計が、幾つかの投資計画のうちどれを選択すればよいかを協働して考察し、評価することや、起業の企画案と資金調達について、企業側と資金提供側に分かれて企業経営と金融との関係を具体的に理解できるようにするといった内容なども盛り込まれた。

さらに、「公共」及び「政治・経済」の学習指導要領及び同解説には、家庭科に属する各科目の内容のうち、自助、共助及び公助の重要性、消費行動における意思決定や契約の

重要性、ライフスタイルと環境などに関する部分との関連を図る必要があるとされるところに、関係する専門家や関係諸機関などとの連携及び協働を積極的に図り、社会との関わりを意識した主題を追究したり解決したりする活動の充実を図ることも盛り込まれた。

c. 家庭基礎・家庭総合

家庭科では、「家庭基礎」又は「家庭総合」のいずれかを必ず選択して履修することとされ、学習指導要領及び同解説において、家庭経済と国民経済との関わりなど経済循環における家計の位置付け、預貯金、民間保険、株式、債券及び投資信託等の基本的な金融商品の特徴（メリット、デメリット）、資産形成の視点といった内容が新たに盛り込まれたほか、地域や関係機関等との連携及び交流を通じた実践的な学習活動を取り入れるとともに、外部人材を活用するなどの工夫に努めることとされた。

（2）金融リテラシー・マップにおける中学生・高校生が最低限身に付けるべき金融リテラシー

ア. 中学生

金融リテラシー・マップにおいては、中学生を「将来の自立に向けた基本的な力を養う時期」と位置付けている。中学生段階で最低限身に付けるべき金融リテラシーとされている具体的な内容は、表1のとおり。

表1 金融リテラシー・マップ（中学生段階で身に付けるべき事項）

分野	分類	具体的な内容
家計管理	家計管理	家計の収入・支出について理解を深め、学校活動等を通じて収支管理を実践する
生活設計	生活設計	勤労に関する理解を深めるとともに、生活設計の必要性を理解し、自分の価値観に基づいて生活設計を立ててみる
金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択	金融取引の基本としての素養	契約の基本を理解し、悪質商法等を見分け、被害に遭わないようにする
	金融分野共通	お金や金融・経済の基本的な役割を理解する
	保険商品	✓ リスクを予測して行動するとともに、人を負傷させたり、人の物を壊した場合には弁償しなければならないことを理解する ✓ 事故や病気のリスクや負担を軽減させる手段のひとつに保険があることを理解する
	ローン・クレジット	ローン等の仕組みや留意点について理解する
外部の知見の適切な活用	資産形成商品	✓ リスクとリターンの関係について理解する ✓ 金利計算（複利）を理解し、継続して貯蓄・運用に取り組む態度を身に付ける
	外部の知見の適切な活用	トラブルに遭ったときの相談窓口に、必要に応じて連絡する方法を身に付ける

イ．高校生

金融リテラシー・マップにおいては、高校生を「社会人として自立するための基礎的な能力を養う時期」と位置付けている。高校生段階で最低限身に付けるべき金融リテラシーとされている具体的な内容は、表2のとおり。

表2 金融リテラシー・マップ（高校生段階で身に付けるべき事項）

分野	分類	具体的な内容
家計管理	家計管理	自分のために支払われている費用を知り、家計全体を意識しながらよりよい選択・意思決定ができる
生活設計	生活設計	職業選択と生活設計を関連付けて考え、生涯の収支内容を理解して生活設計を立てる
金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択	金融取引の基本としての素養	契約および契約に伴う責任に関する理解を深めるとともに、自ら情報を収集し消費生活に活用できる技能を身に付ける
	金融分野共通	お金や金融・経済の機能・役割を把握するとともに、預金、株式、保険など基本的な金融商品の内容を理解する
	保険商品	✓ リスクを予測・制御して行動するとともに、加害事故を起こした場合には責任や補償問題が生じることを理解する ✓ 社会保険と民間保険の補完関係を理解する
	ローン・クレジット	✓ 貸与型の奨学金などローンの仕組みを理解し、返済方法や金利、延滞時の影響について考える ✓ 各種カードの機能や使用上の留意点を理解し、適切に行動する態度を身に付ける
	資産形成商品	✓ 基本的な金融商品の特徴とリスク・リターンの関係について理解し、自己責任で金融商品を選択する必要があることを理解する ✓ リスク管理の方法や定期的に貯蓄・運用し続けることの大切さを理解する
外部の知見の適切な活用	外部の知見の適切な活用	トラブルに対処できる具体的方法を学び、実際に行使できる技能を身に付ける

3 金融経済教育の内容

（1）金融経済教育の実施学年・授業時間数等

ア．中学校

中学校における各教科の年間授業時数は、学校教育法施行規則別表において定められており、授業時数の1単位時間は50分とされている(表3)。各学校において教育目標に沿った教育課程を編成することができることから、学校によっては、本授業時数を超えて授業時数が確保されることもある。

なお、義務教育学校や中等教育学校などの小中一貫校及び中高一貫校においては、教育課程の基準の特例があるため、指導学年はこの限りではない。

表3 中学校の社会科、技術・家庭科の各分野における授業時数

教科	第1学年	第2学年	第3学年
社会	105	105	140
	地理的分野	115	
	歴史的分野	95	40
	公民的分野		100
技術・家庭	70	70	35
	技術分野	35	17.5
	家庭分野	35	17.5

※ 授業時数の1単位時間は50分
※ 技術・家庭科の授業時数の学年別配分は、教科書会社が提示している指導時間の目安を参照

a. 社会（公民的分野）

社会科全体では、第1・2学年で各105単位時間、第3学年で140単位時間を確保することとされている（表3）。

社会科は、地理的分野・歴史的分野・公民的分野の3分野に分かれており、学習指導要領において、各分野に配当する授業時数が定められている。金融や経済に関する内容が含まれる「公民的分野」は第3学年に100単位時間が設けられている。

公民的分野の内容は、大きく4つ「A 私たちと現代社会」、「B 私たちと経済」、「C 私たちと政治」、「D 私たちと国際社会の諸課題」で構成されており、内容の時間配分については、学習指導要領及び同解説にも記載はないものの、各教科書会社が制作している指導時間の目安なども踏まえると、主に金融や経済についての学習が行われる「私たちと経済」には、約23～29単位時間程度で授業が行われていることが推定される（表4）。

表4 社会（公民的分野）（100単位時間）における指導時間の目安

内容	東京書籍	教育出版	帝国書院	日本文教出版
A 私たちと現代社会	13	11	11	11
B 私たちと経済	24	29	28	23
C 私たちと政治	39	40	34	34
D 私たちと国際社会の諸課題	18	20	24	21

※ 社会（公民的分野）の占有率上位4社（令和3年度時点）の教科書を参考とした。
※ 各教科書会社が公表している、教科書に準拠した年間指導計画（案）などに基づく。
※ 予備時間などを考慮し、授業時数の合計が100単位時間にならない年間指導計画（案）もある。

b. 技術・家庭（家庭分野）

技術・家庭科は、第1・2学年で各70単位時間、第3学年で35単位時間を確保することとされている（表3）。

技術・家庭科は、技術分野及び家庭分野の2分野に分かれている。技術分野及び家庭分野ごとの具体的な授業時数は、学習指導要領・同解説において示されていない一方で、「具

体的な3学年間を見通した全体的な指導計画に基づき、いずれかの分野に偏ることなく配当して履修させること、その際、各学年において、技術分野及び家庭分野のいずれも履修させること」とされている。教科書会社が制作している分野ごとの総指導時間の目安なども踏まえると、第1・2学年にて約35単位時間、第3学年において約17単位時間程度が設けられていると考えられる。

家庭分野の内容は、大きく3つ「A 家族・家庭生活」、「B 衣食住の生活」及び「C 消費生活・環境」で構成されており、内容の時間配分については、学習指導要領・同解説にも記載はないものの、各教科書会社が制作している指導時間の目安なども踏まえると、主に金融や経済についての学習が行われる「C 消費生活・環境」には、約9～13単位時間程度で授業が行われていることが推定される（表5）。

表5 技術・家庭（家庭分野）（87.5 単位時間）における指導時間の目安			
内容	東京書籍	開隆堂	教育図書
A 家族・家庭生活	20.5	17	19
B 衣食住の生活	52	53.5	51
C 消費生活・環境	9	13	13
課題実践	6	3	4.5

※ 各教科書会社が公表している、教科書に準拠した年間指導計画（案）などに基づく。
※ 予備時間などを考慮し、授業時数の合計が87.5単位時間にしない年間指導計画（案）もある。

イ. 高等学校

高等学校における各教科・科目の標準単位数は、学習指導要領総則において定められている。単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準としている。

各学校において、教育課程の編成に当たって各教科・科目及び総合的な探究の時間並びにそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及び総合的な探究の時間並びにそれらの単位数について適切に定めるものとされている。また、生徒の実態等に配慮して、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができることになっている。

a. 公共

公民科「公共」の標準単位数は、2単位（＝70単位時間）である。「公共」の内容は、大きく3つ「A 公共の扉」、「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」及び「C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち」で構成されており、「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」において、主として法、政治及び経済についての学習が行われる。

内容ごとの時間配分については、学習指導要領・同解説にも記載はないものの、各教科書会社が制作している指導時間の目安なども踏まえると、主に金融経済分野については、約20～25単位時間程度で授業が行われていることが推定される（表6）。

表6 公民科「公共」（70 単位時間）における指導時間の目安				
内容	東京書籍	第一学習社	実教出版	帝国書院
A 公共の扉	13	10	15	23
B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち	50 (20～21)	49 (25)	41 (21)	43 (21)
C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち	7	6	4	4

※ B分野の（ ）内は、主として経済に関わる事項の指導時間
※ 公民科「公共」の占有率上位4社（令和4年度時点）次の教科書を参考とした。
東京書籍「公共」／第一学習社「高等学校 新公共」／実教出版「公共」／帝国書院「高等学校 公共」
※ 各教科書会社が公表している、教科書に準拠した年間指導計画（案）などに基づく。
※ 予備時間などを考慮し、授業時数の合計が70単位時間にしない年間指導計画（案）もある。

b. 政治・経済

公民科「政治・経済」の標準単位数は、2単位（＝70単位時間）である。政治・経済の内容は、大きく2つ「A 現代日本における政治・経済の諸課題」、「B 現代の国際政治・経済」で構成されており、横断的に日本及び国際社会の金融経済についての学習が行われる。

内容ごとの時間配分については、学習指導要領及び同解説にも記載はないものの、各教科書会社が制作している指導時間の目安は表7のとおりである。

表7 公民科「政治・経済」（70 単位時間）における指導時間の目安			
内容	東京書籍	実教出版	第一学習社
A 現代日本における政治・経済の諸課題	49	37	46
B 現代の国際政治・経済	21	15	24

※ 公民科「政治・経済」の占有率上位3社（令和5年度時点）次の教科書を参考とした。
東京書籍「政治・経済」／実教出版「最新 政治・経済」／第一学習社「高等学校 政治・経済」
※ 各教科書会社が公表している、教科書に準拠した年間指導計画（案）などに基づく。
※ 予備時間などを考慮し、授業時数の合計が70単位時間にしない年間指導計画（案）もある。

c. 家庭基礎

家庭科「家庭基礎」の標準単位数は、2単位（＝70単位時間）である。「家庭基礎」の内容は、大きく4つ「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」、「B 衣食住の生活の自立と設計」、「C 持続可能な消費生活・環境」及び「D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」で構成されており、「C 持続可能な消費生活・環境」において、主に生活経済や家計管理についての学習が行われる。

また、2018年6月の民法改正により、2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、「C 持続可能な消費生活・環境」の内容については第1学年又は第2学年のうちに履修することとされている¹²。一方で、内容ごとの時間配分について

12 高等学校学習指導要領における家庭科の履習学年に関する改正について（文部科学省通知 30 文科初第 1818 号 平成 31 年3月 28 日）

は、学習指導要領及び同解説にも記載はない。各教科書会社が制作している指導時間の目安なども踏まえると、主に金融経済に関連する分野については、約6～13単位時間程度で授業が行われていることが推定される（表8）。

表8 家庭科「家庭基礎」（70 単位時間）における指導時間の目安

内容	東京書籍	実教出版	第一学習社	大修館書店
A 人の一生と家族・家庭及び福祉	25	24	21	24
B 衣食住の生活の自立と設計	32	24	33	30
C 持続可能な消費生活・環境	10	10	6	13
D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動	2	—	5	1
(A～D 横断的な授業時間)	1	2	—	2

※ 家庭科「家庭基礎」の占有率上位4社（令和4年度時点）の次の教科書を参考とした。
東京書籍「家庭基礎 自立・共生・創造」／実教出版「家庭基礎 気づく力 築く未来」／第一学習社「高等学校 家庭基礎 持続可能な未来をつくる」／大修館書店「クリエイティブ・リビング『家庭基礎』で生活をつくろう」
※ 各教科書会社が公表している、教科書に準拠した年間指導計画（案）などに基づく。
※ 予備時間などを考慮し、授業時数の合計が70単位時間にならない年間指導計画（案）もある。

d. 家庭総合

家庭科「家庭総合」の標準単位数は、4単位（＝140単位時間）である。「家庭総合」の内容は、大きく4つ「A人の一生と家族・家庭及び福祉」、「B衣食住の生活の科学と文化」、「C持続可能な消費生活・環境」及び「Dホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」で構成されており、「C持続可能な消費生活・環境」において、主に生活経済や家計管理についての学習が行われる。

また、家庭科「家庭基礎」と同様に、2018年6月の民法改正により、2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、「C持続可能な消費生活・環境」の内容については第1学年又は第2学年のうちに履修することとされている。一方で、内容ごとの時間配分については、学習指導要領及び同解説にも記載はない。各教科書会社が制作している指導時間の目安なども踏まえると、主に金融経済に関連する分野については、約12～19単位時間程度で授業が行われていることが推定される（表9）。

表9 家庭科「家庭総合」（140 単位時間）における指導時間の目安

内容	東京書籍	実教出版	教育図書
A 人の一生と家族・家庭及び福祉	52	48	44
B 衣食住の生活の科学と文化	66	57	72
C 持続可能な消費生活・環境	18	12	19
D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動	3	—	—
(A～D 横断的な授業時間)	1	3	5

※ 家庭科「家庭総合」の占有率上位3社（令和4年度時点）の次の教科書を参考とした。
東京書籍「家庭総合 自立・共生・創造」／実教出版「家庭総合」／教育図書「未来へつなぐ 家庭総合 365」
※ 各教科書会社が公表している、教科書に準拠した年間指導計画（案）などに基づく。
※ 予備時間などを考慮し、授業時数の合計が140単位時間にならない年間指導計画（案）もある。

(2) 教科等横断的な学び

ア. 学習指導要領における教科等横断的な学び

教育課程の編成に当たり、各学校においては、「教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」が求められており、中学校及び高等学校の学習指導要領総則では、「各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする」とされている。

また、中学校学習指導要領総則解説では、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの参考として、消費者教育における「現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容」が示されており、消費者教育を横断的に学習できる教科や内容が例示されているが、金融経済教育については特に参考として示されているものはない。

教科等横断的な視点からの教育課程の編成は各学校で定められるものであることから、金融経済教育についても、教科等横断的な学びがどの程度実施されているかについては、学校によって差異があると考えられる。

イ. 中学校における金融経済教育の実態調査結果から見る教科等横断的な学び

「金融経済教育を推進する研究会」が実施した、中学校における金融経済教育の実態調査（2022年10月24日公表）¹³において、教科等横断的な金融経済教育に関する授業の実施状況については、「行ったことがある」が11.9%、「行ったことがない」が86.9%となっている。（%）

担当教科	調査数 (n)	連携を行った教科・科目等				
		技術・家庭 (家庭分野)	総合的な 学習の時間	特別活動 (学級活動など)	社会 (公民分野)	その他
社会	225	49.3	38.2	19.1	—	18.7
技術・家庭(家庭分野)	77	—	28.6	14.3	59.7	23.4

図1 教科等横断的な授業の実施状況

また、図1のとおり「行ったことがある」と回答した教員は、社会及び技術・家庭（家庭分野）との間の連携が最も多く、社会担当の教員では49.3%、技術・家庭（家庭分野）担当の教員では59.7%となっている。そのほかには、「総合的な学習の時間」及び「特別活動（学級活動など）」において、横断的な取組が実施されていた。

13 金融経済教育を推進する研究会「中学校における金融経済教育の実態調査」（2022年10月24日公表）
https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/chousa/kenkyukai/image/houkoku_20221024_1101syusei.pdf

第3章 金融経済教育の効果測定

1 金融経済教育の効果測定の概要

我が国は、2012、2015、2018年に実施されたPISA金融リテラシー調査のいずれにも参加していないが、中高生の金融経済教育の効果測定については、以下の調査が参考になる。

(1)「子どものくらしとお金に関する調査」(金融広報中央委員会)¹⁴

金融広報中央委員会では、児童・生徒の日常生活におけるお金にまつわる事項(お小遣い・お年玉・携帯電話・インターネットなど)やお金に関する意識、金融経済に関する基本的な知識などについて把握するため、全国の小学生(第1・2学年、第3・4学年、第5・6学年)・中学生・高校生を対象とする「子どものくらしとお金に関する調査」を実施している。同調査は、概ね5年ごとに実施され、2005、2010及び2015年度の3回の調査結果が公表されている。

2015年度調査では、「金融経済の知識や金融用語の理解度をみると、『保険』など日常のくらしに関わる事項は概ね理解されているが、利子・物価・契約・クレジットカード・複利・インフレ・デフレなどに対する正答率が低い。高校生では『72の法則』、『投機』、『分散投資』といった用語を『聞いたことがない』割合が高く、PISA2012の金融リテラシー調査類似の設問における正答率も中国や米国・OECD13か国平均より低い。」とされている。

なお、金融広報中央委員会では、義務教育終了段階の子供の年齢層別目標における金融に関する知識・判断力の達成度合いについて、定期的・継続的に把握するため、同調査に代わり、2022年度に高校1年生を対象とした「15才のお金とくらしに関する知識・行動調査」の実施を予定している。

(2)「金融リテラシー調査」(金融広報中央委員会)¹⁵

金融広報中央委員会では、我が国における18歳以上の個人の金融リテラシー(お金の知識・判断力)の現状を把握するため、2016年から3年ごとにアンケート調査を実施しており、2016、2019及び2022年の3回の調査結果が公表されている。同調査の設問は、上記の「金融リテラシー・マップ」の全分野から出題されているほか、約半数の設問

については、米国の金融業規制機構(Financial Industry Regulatory Authority: FINRA)やOECDなど海外機関による同種調査と比較できるよう同趣旨の内容とされている。

直近の2022年の調査では、家計管理や生活設計についての授業などの「金融教育」を受けたと認識している学生(18歳～24歳)の割合は7.1%にとどまる。金融リテラシーの正誤問題の正答率は、「金融教育」を受けたと認識している学生は52.9%、そうでない学生は38.1%となっている。また、金融教育を受けたと認識している学生は、金融経済情報の入手頻度やお金の長期計画をするなど、望ましい金融行動をとる割合も高く、金融教育の必要性についてもより強く認識していると分析している。

(3)「中学校(教員・生徒)における金融経済教育の実態調査報告書」(金融経済教育を推進する研究会)¹⁶

「金融経済教育を推進する研究会」(事務局:日本証券業協会)では、中学校における金融経済教育に関する教育現場の実状や教員の認識・取組状況、生徒(中学校第3学年を対象)の金融経済に関する意識などに関する調査を実施し、2022年10月に調査結果を公表している。

同調査結果によると、「金融を通じた家計と経済・社会との関わりについて、説明することができる」と回答した生徒は4割台半ばで、5割強の生徒は「説明できない」と回答した。また、特徴を理解できていると考える金融商品については、株式が7割弱、預貯金・保険がそれぞれ4割程度であった。金融商品(預貯金・株式・債券・投資信託など)や投資についての考えに対する回答からは、全体として、投資を適切に捉えている傾向がうかがえた。

一方、金融に関する理解度を問う設問(「直接金融・間接金融」、「預貯金の金利計算(複利)」及び「インフレ・デフレ」)については、設問による正答率の差が大きく、中でも「直接金融・間接金融」に関する設問の正答率が低かった。

なお、同研究会では、2022年度にも「高等学校(教員・生徒)における金融経済教育の実態調査」を実施しており、2023年度に公表予定である。

第4章 金融経済教育の担い手

学習指導要領において、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・

14 金融広報中央委員会「子どものくらしとお金に関する調査」
https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/kodomo_chosa/ (2023.2.21 閲覧)

15 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査」
https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy_chosa/ (2023.2.21 閲覧)

16 金融経済教育を推進する研究会「中学校における金融経済教育の実態調査」(2022年10月24日公表)
https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/chousa/kenkyukai/image/houkoku_20221024_1101syusei.pdf

協働によりその実現を図っていく。」という「社会に開かれた教育課程」が教育理念として掲げられている。

その上で、教育課程の実施に当たっては、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりして、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させることを求めている。

官民のさまざまな機関・団体が金融経済教育に関する副教材の制作・提供や講師派遣事業などを行っているが、中学校教員を対象にした上記調査によると、金融経済教育に関する学校外と連携・協働した授業や取組については、「行ったことがある」が17.3%、「行ったことがない」が80.8%という調査結果であった¹⁷。また、「行ったことがある」と回答した教員が学校外と連携・協働した外部の人材・団体については、図2のとおりである。

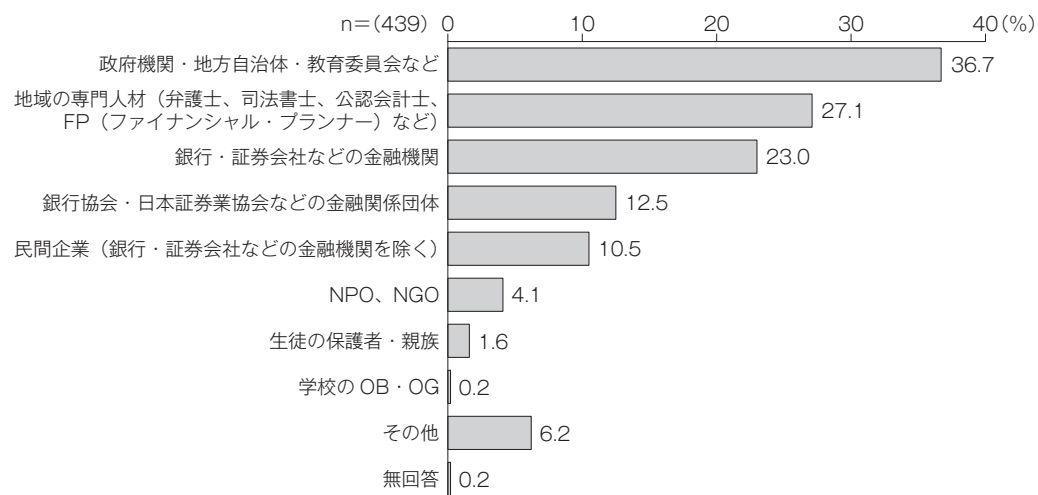


図2 学校外と連携・協働した外部の人材・団体

なお、中学校で金融経済教育を実施するに当たり教科書以外に利用しているものは、「専門機関や公共機関のウェブサイト」、「専門機関・業界団体等が提供する教材」を利用している教員はそれぞれ約2割であったのに対し「講師派遣」を利用していると回答した教員は4%に止まっている。

1 金融経済教育の指導者（教員／講師など）の資格、養成課程

教員になるためには、取得したい免許状に対応した教職課程のある大学・短期大学等に入学し、法令で定められた科目及び単位を修得する必要がある（特記事項4）。

（1）教員の資格

学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学

校）の教育職員（教員）になるためには、法令により教育職員免許状を有していなければならないとされている（教育職員免許法第2条、第3条）。

（2）教員の養成

教員免許状を取得するには、大学などにおいて所定の単位を修得するか、又は、その免許状を授与するため行う教育職員検定に合格する必要がある。

大学等における単位の取得方法については、教育職員免許法施行規則により、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」それぞれの最低修得単位数及び各科目に含めることが必要な事項（教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法等）が定められている。

このうち、学校現場において金融経済教育を行う主たる教科である中学校社会、中学校技術・家庭（家庭分野）、高等学校公民科、高等学校家庭科の教員が修得すべき「教科に関する専門的事項」（抜粋）は、次のとおりである。

ア. 中学校 社会

日本史・外国史、地理学（地誌を含む）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」について、それぞれ一単位以上修得することが求められている。ただし、「」内に示された事項は当該事項の1つ以上を行うものとされているため、社会学を履修すれば経済学の履修を求めない場合もある。つまり、経済学を履修することなく社会科の教員になることも可能である。

イ. 中学校 技術・家庭（家庭分野）

家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む）、被服学（被服製作実習を含む）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む）、住居学、保育学（実習を含む）について、それぞれ一単位以上修得することが求められている。

ウ. 高等学校 公民科

「法律学（国際法を含む）、政治学（国際政治を含む）」、「社会学、経済学（国際経済を含む）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」について、それぞれ一単位以上修得することが求められている。ただし、「」内に示された事項は当該事項の1つ以上を行うものとされているため、社会学を履修すれば経済学の履修を求めない場合もある。つまり、経済学を履修することなく公民科の教員になることも可能である。

エ. 高等学校 家庭科

家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む）、被服学（被服製作実習を含む）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む）、住居学（製図を含む）、保育学（実習及び家庭看護を含む）、家庭電気・家庭機械・情報処理について、それぞれ一単位以上修得することが求められている。

17 注釈16と同様

（３）民間企業等を経験した外部人材の活用

現行の学習指導要領（平成 29・30 年告示）においては「社会に開かれた教育課程」が掲げられており、学校教育を社会と連携しながら実現することを求めている。これまでも、学校教育に民間企業等を経験した外部人材の活用が行われており、具体的には、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格者に授与される「特別免許状」、普通免許状を有するものを採用することができない場合に限り、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格者に授与される「臨時免許状」、さらに、都道府県教育委員会への届出により教員免許を有しない非常勤講師を登用する「特別非常勤講師制度」の活用が行われている。

また、教員免許状を有する教員とのチーム・ティーチングであれば、教員免許状がなくても授業補助が可能となっている。

２ 金融経済教育の指導者（教員／講師など）の資質維持の取組

教育基本法において、教員は絶えず研究と修養に励むこと及び教員の養成と研修の充実が図られなければならないことが規定されている。また、教育公務員特例法においても、教員に、絶えず研究と修養に努めることを求めている¹⁸。

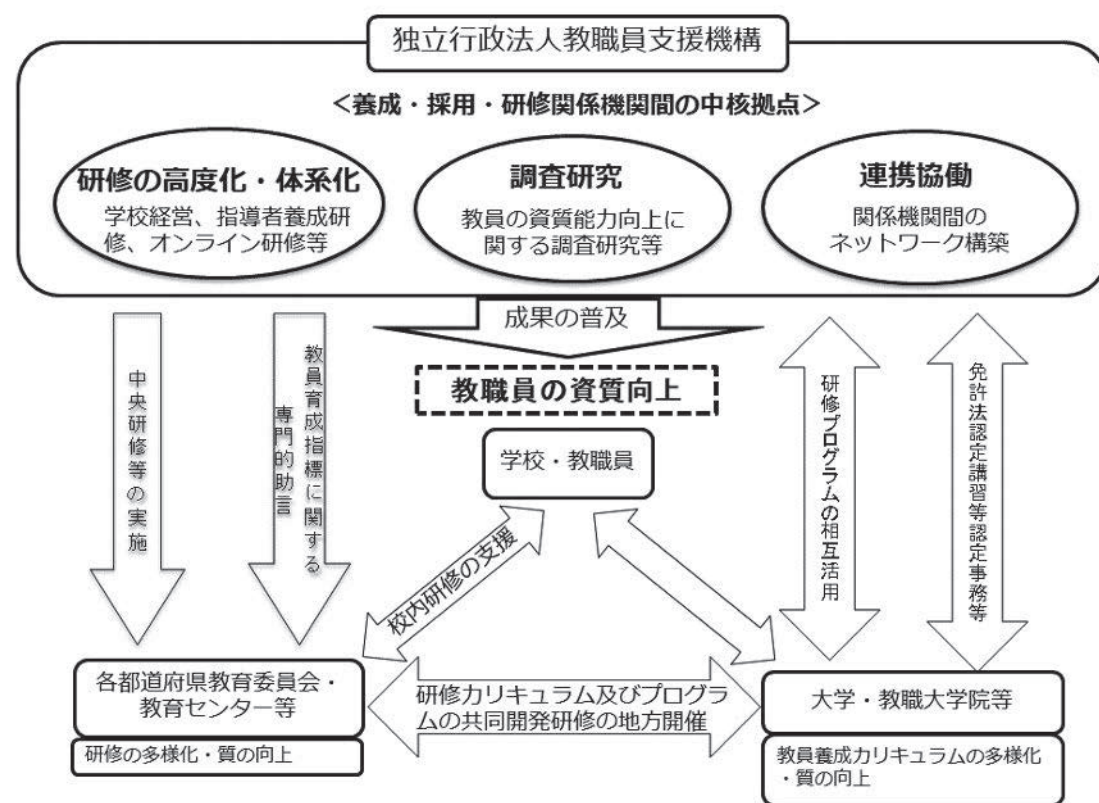


図3 独立行政法人教職員支援機構の役割

（出典）独立行政法人教職員支援機構「設置目的」
<https://www.nits.go.jp/about/mission.html>（2023.1.6 閲覧）

教職員に対する研修の効果的な実施や調査研究等を通じて教職員の資質・能力の向上に寄与するための組織として、独立行政法人教職員支援機構がある（図3）。同機構は、2001年に発足した独立行政法人教員研修センターの名称変更及び組織改編により2017年4月1日に新たに発足した組織であり、教育の直接の担い手である教員の資質能力向上のために、学校関係職員への研修及び各都道府県教育委員会等への研修に関する指導、助言等に加え、新たに教員の資質能力向上に関する調査研究の実施や任命権者が策定する教員の育成指標に対する専門的助言の実施等、教職員に対する総合的支援を行っている。

また、都道府県教育委員会等においても、教員を対象に専門的な知識・技能に関する研修等が行われている。

3 金融関係団体等における役割・取組（政府、学校への協力・連携等）

経済や金融の制度・仕組やライフプラン・資産形成等について、金融庁、消費者庁、金融関係団体及び金融機関がさまざまな副教材（テキスト教材・体験型教材）、映像コンテンツ等開発・提供しており、これらのコンテンツは各団体等のウェブサイトを中心に情報提供が行われている。このほか、教員を対象としたセミナーや学校への講師派遣等が行われている。消費者庁「消費者教育ポータルサイト」¹⁹、金融広報中央委員会「知るぼると」²⁰では、金融経済教育や消費者教育に携わる機関・団体・NPO法人等が提供している金融学習用の教材や事業をまとめて紹介、検索できるシステムを提供している。各団体等の中学校・高校（生徒・教員向け）の主な取組は表10のとおり。

また、教育と金融の専門家が一堂に会し、研究分野を繋ぐ横断的組織である「金融経済教育を推進する研究会」（事務局：日本証券業協会）においても、新しい金融経済教育の在り方や、次代を担う子供たちが金融・経済の仕組みを理解し合理的な判断に基づく意思決定ができるよう支援することを目指し、2013年4月からさまざまな活動に取り組んでいる（表11）。

18 2007年6月に成立した改正教育職員免許法により、2009年4月1日から教員免許更新制が導入された。これにより、教員免許状（普通免許状と特別免許状）の有効期限は10年とされ、現職の教員は10年に一度、教員免許状の有効性を更新することが求められ、所定の期間内に大学等が開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了しなければならないとされていたが、2022年度の法改正により、教員免許状の有効期限の定めはなくなり、10年毎の免許状更新講習の受講義務はなくなった。

19 消費者庁「消費者教育ポータルサイト」
<https://www.kportal.caa.go.jp/>（2023.1.6 閲覧）

20 金融広報中央委員会ウェブサイト「知るぼると」
<https://www.shiruporuto.jp/public/>（2023.1.6 閲覧）

表 10 金融関係団体等の中学校・高校（生徒・教員向け）の主な取組一覧

【中】：中学校生徒向け 【高】：高校生徒向け 【教員】 中学校・高等学校教員向け

提供団体	テキスト・体験型教材／映像コンテンツ	講師派遣	教員セミナー・研修
金融庁	・【中・高】 基礎から学べる金融ガイド ・【高】 高校向け 金融経済教育指導教材 ・【高】 金融経済教育 シミュレーター ・【高】 高校生のための金融リテラシー講座 ・【教員】 教員向け解説動画	中・高 教員	
消費者庁	・【中】 中学生向け消費者教育プログラム 買物のトラブルはなぜ起こる 事実とは異なる情報に惑わされないために ・【中】 消費者センスを身につけよう ・【高】 社会への扉—12 のクイズで学ぶ自立した消費者— ・【高】 もしあなたが消費者トラブルにあったら—消費者センスを高めよう！— ・【高】 デジタル社会の消費生活 ・【高】 デジタル消費生活へのスタートライン ・【高】 身近な契約のチェックポイント		
金融広報中央委員会	・【中】 中学生向け金融教育教材 私たち中学生で会社をつくろう—模擬起業体験を通して、経済の仕組みを学ぼう— 私たち中学生で会社をつくろう—実際の起業体験を通して、経済の仕組みを学ぼう— 生活に必要な金銭の流れを理解し、消費行動を見直そう—「見えないお金」が見えてくる！— ・【中】 100 万円あったら、どうする？ ・【中・高】 これであなたもひとり立ち ・【中・高】 18 歳までに学ぶ 契約の知恵 ・【中・高】 10 代のためのマネー入門—お金と消費生活の知識— ・【中・高】 18 歳が、変わる！—アキラとマモル バンド編 ・【高】 きみはリッチ？—多重債務に陥らないために— ・【教員】 教員向け解説動画	中・高 教員	先生のための金融 教育セミナー
公益財団法人 消費者教育支援セン ター		中・高 教員	・消費者教育実践セ ミナー ・消費者教育シンポ ジウム など
日本証券業協会	・【中・高】 潜入！みんなの経済ワールド ・【中・高】 株式会社制度と証券市場のしく み ・【中・高】 株式学習ゲーム ^{※1} ・【中・高】 金融リテラシーと将来設計	中・高 教員 ^{※2}	・証 券 ・ 経 済 セ ミ ナ ー ・教育関係者向け金 融経済セミナー など

提供団体	テキスト・体験型教材／映像コンテンツ	講師派遣	教員セミナー・研修
(株)日本取引所グループ (株)東京証券取引所	・【中・高】 株式 ABC ・【中・高】 シェア先生と楽しく学ぼう 株式 会社のしくみ ・【中・高】 ブルサ bursa [®] educational 株 価の動きで学ぶ経済 ・【中・高】 シェア先生の経済教室「3 分で 分かる経済ナビ」 ・【中・高】 株式学習ゲーム ^{※1}	中・高 教員	・先生のための「夏 休み経済教室」 ・先生のための「冬 休み経済教室」 ・教員研修
証券知識普及プロジェ クト ^{※3}	・【中・高】 体験して学ぼう！金融・経済・ 起業 金融クエスト 教材1 「起業で社会的課題を解決しよう！」 教材2 「チャレンジ大航海！」 教材3 「レジャーランドの経営を立て直 そう！」 教材4 「あなたの会社はどうなる？」 教材5 「将来のために資金を運用しよう！」 ・【中・高】 株式会社をつくろう！ ミスター X からの挑戦状 ・【中・高】 とうしくんとタイムトラベル！ ～資産形成を体験しよう～ ・【中・高】 映像でわかる！金融や経済のナ ゾと仕組み		
一般社団法人 全国銀行協会	・【中】 はじめてのお金の時間 ・【中・高】 あなたと銀行のかかわり ・【中・高】 生活設計・マネープランゲーム ・【高】 お金のキホン 家計管理編／ローン 編／多重債務編／資産形成編 ・【高】 はじめてのサステナブルファイナン ス 金融の力で地球のピンチを救おう！	中・高 教員 ^{※2}	教員向け研修
NPO 法人 日本 FP 協会	・【中・高】 10 代から学ぶパーソナル・ファ イナンス ・【高】 進学にかかるお金と奨学金の話	高 教員	高校教員向けセミ ナー など

※1 日本証券業協会と東京証券取引所との共同事業
※2 2021 年 12 月に、日本証券業協会と全国銀行協会は、金融リテラシー向上に向けた MOU（覚書）を締結し、金
融業界の OB・OG を活用した講師派遣事業の体制強化を図っている。
※3 日本証券業協会、日本取引所グループ、東京証券取引所、大阪取引所、名古屋証券取引所、札幌証券取引所、福岡
証券取引所、投資信託協会が参加し、公正・中立な立場から長期的・継続的に証券知識の普及・啓発を図ることを
目的に、学校における金融経済教育に役立つ各種学習教材の提供、一般消費者向けのセミナーや講演会の開催等、
多岐にわたり活動している共同事業
(出典) 上記提供団体のウェブサイトより日証協作成（詳細は「参考文献」参照）

表 11 金融経済教育を推進する研究会の活動

	実績・主な成果物	
第 1 期 2013 ～ 2014 年度	中学校・高等学校における金融経済教育の拡充に向けた取組 ・ 中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査 ・ 海外における金融経済教育の調査・研究報告書 ・ 次期学習指導要領の改訂に向けた要望書	
第 2 期 2015 ～ 2016 年度	大学生の金融リテラシー向上に向けた取組 ・ 「金融リテラシー教育 全国 10 大学の実践事例集」の作成と全大学への送付	
第 3 期 2017 ～ 2018 年度	中学校・高等学校の教科書会社、教育関係者に対する情報提供 ・ 教員免許状更新講習の e ラーニングコンテンツ制作 ・ 次期学習指導要領等に基づく教科書編纂のための参考資料の制作	
第 4 期 2019 ～ 2020 年度	中学校・高等学校の教員へのサポート ・ 中学校向け学習指導案の制作（提供開始は 2021 年 2 月末） ・ 高等学校向け学習指導案の制作（提供開始は 2022 年 3 月末）	
第 5 期 2021 ～ 2022 年度	新学習指導要領に基づく金融経済教育の実態及び海外における金融経済教育の実態を調査 ・ 教科書における金融経済に関する事項の記載状況調査 ・ 教員・生徒における金融経済教育に関する実態調査 ・ 海外における金融経済教育に関する実態調査	

第 5 章 金融経済教育における中立・公正性の規準

OECD/INFE の「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」では、民間部門による金融教育プログラムの作成及び実行に関して、国内又は国際的な品質基準、憲章ないし行動指針を作成すべきであり、これらを民間部門に遵守させることが積極的に支持されるべきであるとし、より一般的には、民間部門が作成する金融教育プログラムに、特定の金融商品又はサービスの宣伝や勧誘を盛り込むべきではないことを指摘している。

我が国においては、2014 年 6 月に金融経済教育推進会議が、同推進会議の関係団体（以

下、「関係団体」という。）が金融経済教育活動において遵守すべき規準を策定した²¹。これは、関係団体が広く国民全般に対して金融経済教育としての活動を展開し、かつ信頼を得ていくためには、営業活動と明確に区別されたものとする必要があるため、関係団体が金融経済教育活動を行う場合の中立・公正性の規準である。

具体的には、関係団体が行う金融経済教育活動は、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容を踏まえたものとすることや、特定の商品（商品類型を含む。以下同じ）又は特定の業者の取引を行うことを勧めてはならないこと、特定の商品又は特定の業者の取引を行わないよう勧めてはならないことなどを求めている。

21 金融経済教育推進会議「関係団体が金融経済教育活動を行う場合の中立・公正性確保に関する考え方」（2014 年 6 月 3 日）

【特記事項】

1. 最低限身に付けるべき金融リテラシーの4分野・15項目

1. 家計管理
項目1 適切な収支管理（赤字解消・黒字確保）の習慣化
2. 生活設計
項目2 ライフプランの明確化及びライフプランを踏まえた資金確保の必要性の理解
3. 金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択
【金融取引の基本としての素養】
項目3 契約にかかる基本的な姿勢の習慣化
項目4 情報の入手先や契約の相手方である業者が信頼できる者であるかどうかの確認の習慣化
項目5 インターネット取引は利便性が高い一方、対面取引の場合とは異なる注意点があることの理解
【金融分野共通】
項目6 金融経済教育において基礎となる重要な事項（金利（単利、複利）、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等）や金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択についての理解
項目7 取引の実質的なコスト（価格）について把握することの重要性の理解
【保険商品】
項目8 自分にとって保険でカバーすべき事象（死亡・疾病・火災等）が何かの理解
項目9 カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解
【ローン・クレジット】
項目10 住宅ローンを組む際の留意点の理解
① 無理のない借入限度額の設定、返済計画を立てることの重要性
② 返済を困難とする諸事情の発生への備えの重要性
項目11 無計画・無謀なカードローン等やクレジットカードの利用を行わないことの習慣化
【資産形成商品】
項目12 人によってリスク許容度は異なるが、仮により高いリターンを得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことの理解
項目13 資産形成における分散（運用資産の分散、投資時期の分散）の効果の理解
項目14 資産形成における長期運用の効果の理解
4. 外部の知見の適切な活用
項目15 金融商品を利用するにあたり、外部の知見を適切に活用する必要性の理解

（出典）金融経済教育研究会「金融経済教育研究会報告書」（2013年4月公表）
<https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130430/01.pdf>（2023.1.6 閲覧）

2. 金融庁「金融行政方針・金融レポート」～学校における金融経済教育に関する記述（抜粋）～

タイトル(公表年月日)	内 容
平成 27 事務年度 金融行政方針 (2015年9月18日)	〈 活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保 〉 家計の金融資産の過半は現預金となっており、資産運用の中長期的リターンも株式等への投資割合が高い米国等に比べ低位にとどまっている他、金融リテラシーの向上が課題となっている。我が国がデフレからの脱却過程にあることや、我が国の人口の伸びが世界と比べ低位にあること等を踏まえると、中長期的かつグローバルな分散投資を着実に進めることを通じ、より安定的な資産形成の実現を目指すことが望ましい。
平成 27 事務年度 金融レポート (2016年9月15日)	〈 家計の金融・投資リテラシー 〉 実社会における投資教育の前段階として、学校場で金融・投資に関する基礎知識を学んでおくことも、有効と考えられる。米英等の諸外国やOECDでは、金融教育において、近年、知識に加え、健全な家計管理や生活設計の習慣化という行動の改善と適切な金融商品の選択というスキルが重視される傾向にある。我が国の学校における現状を見ると、金融の仕組みや働き等の知識の習得が重視される傾向が見受けられるが、こうした知識のみならず、家計管理や将来の資金を確保するために長期的な生活設計を行う習慣・能力を身に付けること、金融商品の適切な利用選択に必要な知識・行動についての着眼点等を習得すること等も重要であると考えられる。
平成 28 事務年度 金融レポート (2017年10月25日)	(学校における金融経済教育に関する記述なし)
変革期における金融サービスの向上にむけて ～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～ (平成 30 事務年度) (2018年9月26日)	〈 金融経済教育・投資教育を通じた金融リテラシーの向上 〉 【 金融行政上の課題 】 現代社会において国民一人一人が安定的な資産形成を実現し、自立した生活を営むためには、金融リテラシーを高めることが重要である。また、デジタル化の進展に伴い、新たな金融サービス等についてのリテラシーを高めることも求められている。加えて、少子高齢化の進展や成年年齢の引下げを踏まえれば、若年期から金融リテラシーを身に付けていく必要性が高まっている。 社会人向けのみならず、学校教育段階においても正しい金融知識を学ぶ機会を確保することは、質の高い教育の提供等の SDGs の考え方にも整合的である。こうした考え方にに基づき、現在の環境も踏まえた金融経済教育を推進・拡充していくことが必要である。 【 昨事務年度の実績 】 学校教育にかかる取組みについては、本年3月及び7月に実施された高校学習指導要領及び同解説の改訂に際して、金融庁や各関係者の要望も踏まえ、社会科及び家庭科において、資産形成の観点を含め、金融経済教育にかかる内容が拡充され、今後、同学習指導要領及び解説の下、学校での金融経済教育がより拡充されることが期待される。こうした金融経済教育に対する社会的要請の高まりも踏まえ、金融庁としても、小・中・高の各学校段階で、資産形成等を内容とする金融経済教育の出張授業を試行的に実施した。 なお、保護者を含む学校関係者からは、今後の継続的な授業実施の要望や、そうした要望に応えるために教える側にとって使い勝手の良い教材の整備が必要ではないかといった意見も寄せられた。 【 本事務年度の方針 】 高校学習指導要領及び同解説の改訂や、その他の環境変化も踏まえ、教材や指導法についての検討を行う。金融リテラシーの向上は、金融庁・財務局の重要な役割であり、それぞれが連携して取り組むことが望まれることから、金融庁・財務局職員が行う出張授業を抜本的に拡充し、現場のニーズをより丁寧に把握するとともに、改訂高校学習指導要領及び同解説にかかる教科書会社等への情報提供や、より効果的に金融知識を学ぶことのできる教材の検討等を通じて、金融経済教育の更なる充実を図っていく。

タイトル(公表年月日)	内 容
利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～	〈金融・情報リテラシーの向上〉 【金融行政上の課題】 我が国においても、金融サービス分野においてデジタル化が急激に進展しているほか、取るべきリスクを超えた金融商品の販売や、過剰貸付けといった消費者問題も起こっている。多様な個人が資産形成を行うという点でも、投資に対する抵抗感や金融機関に対する不信感が強く残っているとの指摘や、資産形成の必要性を感じていても、必ずしも関連する知識を得られる機会が十分になく、適切な金融サービスの選択ができていないとの指摘もある。こうしたことから、個々人の生活の多様性に十分留意しながら、各個人が、金融リテラシーを、関係する情報リテラシーとともに向上させ、ライフステージに応じた様々なニーズに見合う金融サービスを適切に選択し、最適なポートフォリオを構築できるような環境を総合的に整備していくことが重要な課題となっている。 また、広く国民の金融・情報リテラシーの向上に取り組んでいくためには、金融庁・財務局が共同で行うべき重要な行政テーマとの認識の下、様々な関係者との連携体制の構築、方向性の共有、イベント間の連携強化が必要である。
令和元事務年度行政方針 (2019年8月28日)	〈学校教育関連の取組み〉 【昨事務年度の実績】 出張授業 金融庁職員による出張授業を抜本的に拡充し、地方自治体・財務局とも連携しながら、職員を、高校・大学を中心に、出身校をはじめとする各地の学校に講師として順次派遣した。これらの取組みを通じ、学生からは、ライフプランニングや資産形成について、普段聞かない話であり、これからの人生について考えるきっかけになった、といった声が多く聞かれた。教員からは、生徒が等しくこういった金融経済教育に関する授業を受けることができることが望ましく、継続的に実施できるようにすることが望まれるとの声が聞かれた。 また、金融庁としても、金融リテラシーの現状についての知見を得るとともに金融経済教育の必要性を認識する機会となったほか、教育庁（教育委員会）や教員を含む教育関係者とのリレーションの構築や、教材・授業にかかる現場のフィードバックの蓄積、出張授業をはじめとした金融庁自らの取組みの関係者への周知といった成果が見られた。
	コンテンツの策定 出張授業を通じて得られた教育現場のニーズや課題を踏まえ、本年3月、金融経済教育推進会議において、大学生・社会人等を対象とした現場で活用しやすい共通教材として「コアコンテンツ」を策定・公表した。それまでは、銀行、保険、証券といった各業態が独自に教材を作成していたが、共通教材により統一的な目線が構築された。 さらに、昨年3月及び7月に改訂された次期高校学習指導要領及び同解説において、金融リテラシーに関連する内容が拡充されたことを踏まえ、金融広報中央委員会や文部科学省、業界団体と連携し、教材作りの参考となるよう教科書会社向けの説明会を実施した。
	【本事務年度の方針】 改訂学習指導要領の円滑な導入 2021年4月より中学生向けの、2022年4月より高校生向けの、金融経済分野に関する記述がより充実した新学習指導要領による学習が開始される。今後教育現場の準備が本格的に進められる予定である。改訂された中高生向けの新学習指導要領及び同解説においては、キャッシュレス化の進展を踏まえた金融・情報リテラシーの向上も強調されている。 このため、大学の教員養成課程の講義や中学・高校での研究授業に金融庁より講師を派遣し、教員や学生との意見交換等を通して、金融経済教育のあり方の議論に参画し、将来的に金融経済教育が全国でスムーズに行われるよう、準備を行っていく。
	コンテンツの策定・改善 各地での出張授業などから得られた教育現場のニーズも踏まえ、効果的に金融経済教育を行うことができるような教材の作成・展開を行う。具体的には、情報リテラシーの向上にも留意しながら、ワークショップ形式の授業を可能とする教材、教員向けの副教材等を作成する。また、こうした教材を実際に現場で試験的に使うことを通じて、更なる改善を行う。

タイトル(公表年月日)	内 容
	出張授業における展開 各地の学校に対し、引き続き、金融庁・財務局の職員を派遣し出張授業を行う。今後、金融経済教育を「面」的に展開するために、金融庁が、金融経済教育に取り組んできた金融広報中央委員会をはじめとする関係者と連携していくことに加え、財務局においても、各都道府県の金融広報委員会や地域の教育機関等、金融経済教育に関する関係者とネットワークの構築を図る。
令和2事務年度行政方針 (2020年8月31日)	〈金融経済教育〉 個々の利用者が安定的な資産形成に向けて、それぞれのライフプランにあった金融商品・サービスを選択していくためには、利用者側の金融リテラシーの向上に向けた取組みが重要だ。金融庁ではこれまで、出張授業やセミナーなどを精力的に行ってきたが、コロナ禍の影響により、対面での取組みが困難となった。一方で、家計への経済的な影響や感染症に乘じた犯罪等の消費者問題が生じており、幅広い層への金融経済教育の必要性が高まっている。 このため、デジタルコンテンツの提供をはじめとする ICT の活用を、単なる対面での取組みの代替手段ではなく、場所や時間を選ばずに幅広い層に施策を届ける仕組みと位置づけ、取組みを推進する。具体的には、学校教員向けの研修や教材提供、また社会人向けには、足元の消費者問題の発生にも配慮しつつ、家計管理・生活設計といった基本的な知識から、つみため NISA 等の制度の活用、さらには様々な金融商品への理解を深めるためのコンテンツの提供を行う。
同上 別冊補足資料	〈学校教育関連の取組み〉 【昨事務年度の実績】 ・各地の学校での出張授業、教員向け研修会や大学の教員養成課程の講義、高校での研究授業などに金融庁・財務局職員を講師として派遣し、資産形成やキャッシュレス化の観点を盛り込んだ金融経済教育について講演や授業等を行った。 ・一般投資家にとって有益な意見や情報を発信している個人ブロガーや有識者と投資初心者等との意見交換の場（つみため NISA Meetup）について、学校教員向けにも開催し、意見交換を行うなど、金融リテラシーや資産形成の意義についての理解を深めてもらうための機会を提供した。 ・各地での出張授業などから得られた教育現場のニーズも踏まえ、効果的に金融経済教育を行うための教材として、資産形成についてのワークショップ形式の授業を可能とする教材を開発し、出張授業で試行的に使用し、改善を図った。また、教育関係者と連携して教育現場で使いやすい副教材について検討を行った。 ・新型コロナウイルス感染症拡大後は、多くの出張授業が中止となったものの、一部の大学においてはオンライン授業を実施し、オンライン授業を行う際の知見を得た。また、金融経済教育を「面」的に展開するために、金融広報中央委員会をはじめとする関係者との連携強化に向けて働きかけた。 【本事務年度の作業計画】 学校教育現場において、デジタルコンテンツの提供やオンライン形式での授業・セミナーを中心として金融リテラシー向上に努める。 ・成年年齢の引下げや、中学校・高校における新学習指導要領の導入を見据え、学校教育現場における金融経済教育を支援するため、ICT を活用したオンライン授業、学校教員向けのオンライン研修の実施、より効果的に金融知識を学ぶことのできる副教材の作成等に取り組む。 ・資産形成や金融リテラシーに関心を持つきっかけとなるよう、有益な動画コンテンツを作成する。

タイトル(公表年月日)	内 容
2021 事務年度金融行政方針 (2021年8月31日)	〈家計の安定的な資産形成の促進と金融リテラシーの向上〉 急速な高齢化の進展や、働き方を含めた暮らし方が多様化する中、各個人が生涯にわたって豊かな人生を送るためには、若いうちからライフプランを考え、人生の様々なステージで必要となる資金の確保に努めることが重要だ。そのためには、貯蓄にとどまらず、安定的な資産形成に取り組む重要性がますます増している。 また、個々人が安定的な資産形成に取り組む上で、それぞれのライフプランにあった金融商品・サービスを選択していくことが必要となるため、金融リテラシーの向上に向けた取組みが重要となる。こうした取組みは幅広い年齢層に向け実施することが必要だが、2022 年 4 月からの成年年齢下げも踏まえると、特に若年層の金融教育の重要性が高まっている。 このため、若年層を主たる対象として、ウェブ教材を含む ICT を活用しつつ、関係省庁、団体と連携し、取組みを推進する。具体的には、高校や大学へのオンライン授業等の実施、2022 年 4 月から施行される高校新学習指導要領を踏まえた学校教員向け研修会等を通じて、より効果的な金融経済教育の手法の検討等に取り組む。
同上 補足資料	〈学校教育関連の取組み〉 【昨事務年度の実績】 ・金融経済教育について、金融庁・財務局職員による出張授業（オンライン授業を含む）を大学・高校等で実施した（昨事務年度実績：479 回）。 ・若年層向けに、お金との付き合い方や将来のための資産形成について、大学教授等の有識者が約 10 分で解説した動画を作成し、「金融庁ちょっと教えてシリーズ」として、金融庁ウェブサイトや金融庁 YouTube チャンネルに掲載した。 ・2022 年 4 月からの成年年齢下げを見据え、若年者への消費者教育の推進に関する関係省庁での連携事業の一環として、高校生及び教員向け授業動画を作成・配信（金融庁は金融経済教育についての授業動画等を作成・配信）した。 ・若年者への消費者教育に関する取組みについて、地方公共団体・大学等への働きかけ、関係業界・団体への働きかけ、イベント・メディアを通じた周知等に連携して取り組んでいく旨の申しせを行い、関係団体に周知した。 ・2022 年 4 月からの高校新学習指導要領の施行に向けて、金利や家計管理、ライフプランに関するシミュレーション教材を作成・公表した。 ・子どもたちに訴求力の高いコンテンツとして「うんこドリル」と連携し、インターネット上でお金について楽しく学べる「うんこお金ドリル（生活編）」を公表した（2021 年 3 月）。 ・小・中学生向けの取組みとして、日経新聞社主催の動画学習サイト「親子でまなぶ！日経お金の教室」において、金融庁職員がお金に関する基本的な内容を解説した動画を掲載した。 ・OECD 主催により世界的に若年者への金融教育が行われる啓発週間である「Global Money Week」期間中（2021 年 3 月 22 日～ 28 日）に、子どもに人気の「うんこドリル」と連携した小学生向けコンテンツの公表や、親子向けのオンライン講座を開催、高校生及び教員向けの金融経済教育・消費者教育シンポジウム（近畿財務局ほか共催）を実施したほか、関係団体と連携した広報等を実施した。 【本事務年度の作業計画】 ・成年年齢の引下げや高校における新学習指導要領の導入を踏まえ、学校教育現場における金融経済教育を支援するため、ウェブ教材を含む ICT を活用しつつ、関係省庁、団体と連携し、取組みを推進する。 ・具体的には、高校や大学へのオンライン授業等の実施、学校教員向け研修会等を通じて、より効果的な金融経済教育の手法の検討等に取り組む。 ・年齢層別のデジタルコンテンツの作成により、幅広い層に対して金融経済教育を推進する。 ・金融教育に関する国際的な啓発週間であるグローバルマネーウィーク（Global Money Week）への参画など、国際的な視点も踏まえつつ、引き続き金融教育の推進を図る。 ・引き続き「うんこドリル」と連携し、お金の流れを楽しく学べる「うんこお金ドリル（社会編）」を作成、公表する。

タイトル(公表年月日)	内 容
2022 事務年度金融行政方針 (2022年8月31日)	〈金融リテラシーの向上〉 個人が、自らのニーズやライフプランに合った適切な金融商品・サービスを選択し、分散投資等による安定的な資産形成を実現するためには、国民の金融リテラシー向上に向けた取組みが重要である。そのためには幅広い世代を対象に金融経済教育を実施する必要があるが、これまで学校や職場において資産形成を含む金融経済教育を受ける機会の提供やこのための連携は限定的であった。 2022 年 4 月からは成年年齢が 18 歳に引き下げられ、若年層向けの一層の取組みが求められる中、高等学校の学習指導要領が改訂され資産形成も含めて内容の充実が図られた。金融庁・財務局では、新学習指導要領に対応した授業の円滑な実施を支援するため、教育現場と連携し、指導教材や授業動画を活用した出張授業や、教員向けの研修を実施する。また、金融機関や業界団体においても、様々な形で資産形成に関する情報提供や金融経済教育が実施されている。こうした民間における取組みの実態を把握し、これらと有効に連携しつつ、国全体として、中立的立場から、資産形成に関する金融経済教育の機会提供に向けた取組みを推進するための体制を検討する。
同上 実績と作業計画	〈金融リテラシーの向上〉 【昨事務年度の実績】 ・学生、社会人向けに、オンラインも活用しながら出張授業を実施。 ・2022 年 4 月に改訂された高校学習指導要領や成年年齢下げを見据え、高校向けの指導教材を公表（2022 年 3 月）し、文部科学省と連携して全国の高校向けに周知を行った。 ・また、2021 年 4 月に公表した高校生及び高校教員向けオンデマンド授業動画について、資産形成・借金・家計管理・ライフプランについてのシミュレーション教材を反映する形で動画を更新した。 ・日本銀行等と連携し、大学生、若手社会人を主な対象としたオンライン教材「マネビタ」を作成した。 ・文響社と連携し、「うんこお金ドリル」の第 2 弾「経済編」を作成し、金融庁 HP で公表した。第 1 弾の「生活編」とあわせてパンフレットも作成し、希望者や学校等に配布した。 ・グローバルマネーウィークやリージョナルバンキングサミット、各種シンポジウム等を通じ、金融経済教育に関する情報を発信した。 【本事務年度の作業計画】 ・資産形成を含む金融リテラシーの向上に向けて、国民への呼びかけを進める。その際、民間における取組実態を把握しつつ、雑誌やテレビなどのメディアや金融関係団体、地方自治体と有効に連携し、幅広い層への効果的な情報発信を図る。 ・民間における取組みと有効に連携しつつ、国全体として、中立的立場から、資産形成に関する金融経済教育の機会提供に向けた取組みを推進するための体制を検討する。 ・高校学習指導要領の内容を高校の授業の現場で確実に教えられるよう、指導教材や授業動画を活用した出張授業や、教員向けの研修を実施する。 ・こうした取組みを踏まえ、教材の修正やより実践的な指導要領の作成等を行い、モデル授業づくりにつなげる。 ・グローバルマネーウィーク等を通じ、金融経済教育に関する情報を発信する。その際、雑誌やテレビなどのメディアや金融関係団体、地方自治体と積極的に連携し、幅広い層への効果的な発信を図る。

(注) 中学校、高等学校向けの取組を中心に、日証協にて下線を付記した。

(出典) 金融庁「金融行政方針・金融レポート」をもとに日証協作成
https://www.fsa.go.jp/policy/summry.html（2023.1.6 閲覧）

3. 教科書制度の概要

教科書発行者において著作・編集された教科書が、検定、採択等の手続を経て児童生徒に使用されるまでの経緯は、おおむね、以下のとおり。

行程	具体的な作業内容等
1. 著作・編集	✓ 現在の教科書制度は、民間の教科書発行者による教科書の著作・編集が基本となる。 ✓ 各発行者は、学習指導要領、教科用図書検定基準等をもとに、創意工夫を加えた図書を作成し、検定申請する。
2. 検定	✓ 図書は、文部科学大臣の検定を経てはじめて、学校で教科書として使用される資格を与えられる。 ✓ 発行者から検定申請された申請図書は、教科書として適切であるかどうかを文部科学大臣の諮問機関である教科用図書検定調査審議会に諮問されるとともに、文部科学省の教科書調査官による調査が行われる。 ✓ 審議会での専門的・学術的な審議を経て答申が行われると、文部科学大臣は、この答申に基づき検定を行う。 ✓ 教科書として適切か否かの審査は、教科用図書検定基準に基づいて行われる。
3. 採択	✓ 検定済教科書は、通常、一種目（教科書の教科ごとに分類された単位をいう。例：小学校「国語」（1～6年）、中学校「社会（地理的分野）」、高等学校「数学Ⅰ」）について数種類存在するため、この中から学校で使用する一種類の教科書が決定（採択）される必要がある。 ✓ 採択の権限は、公立学校については、所管の教育委員会に、国・私立学校については、校長にある。 ✓ 採択された教科書の需要数は、文部科学大臣に報告される。
4. 発行（製造・供給）及び使用	✓ 文部科学大臣は、報告された教科書の需要数の集計結果に基づき、各発行者に発行すべき教科書の種類及び部数を指示する。 ✓ この指示を承諾した発行者は、教科書を製造し、供給業者に依頼して各学校に供給し、供給された教科書は、児童生徒に渡され、使用される。
5. 教科書の無償給与	✓ 国・公・私立の義務教育諸学校（小・中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部）で使用される教科書については、全児童生徒に対し、国の負担によって無償で給与されている。

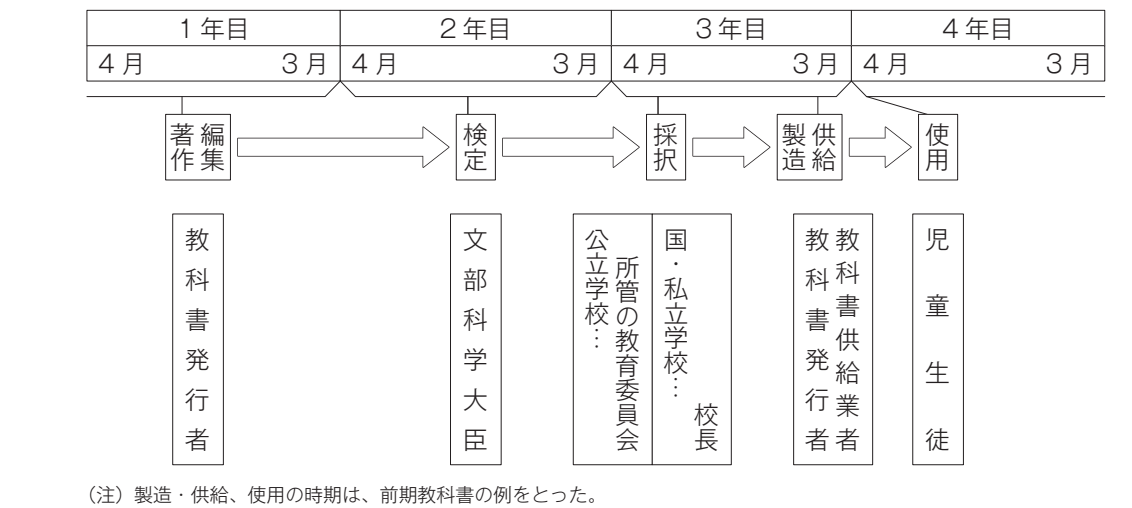


図4 教科書が使用されるまでの基本的な流れ

（出典） 文部科学省ウェブサイト「教科書制度の概要 教科書が使用されるまで」をもとに日証協作成
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/gaiyou/04060901/1235087.htm
（2023.2.21 閲覧）

4. 金融経済教育の指導者（教員／講師など）の資格、養成課程に関連する法令諸規則

○ 教育職員免許法

第二条 この法律において「教育職員」とは、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第三項において「第一条学校」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

○ 教育基本法

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

○ 教育公務員特例法

第二条 この法律において「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）であつて地方公共団体が設置するもの（以下「公立学校」という。）の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、教員及び部局長並びに教育委員会の専門的教育職員をいう。

2 この法律において「教員」とは、公立学校の教授、准教授、助教、副校長（副園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう。

第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

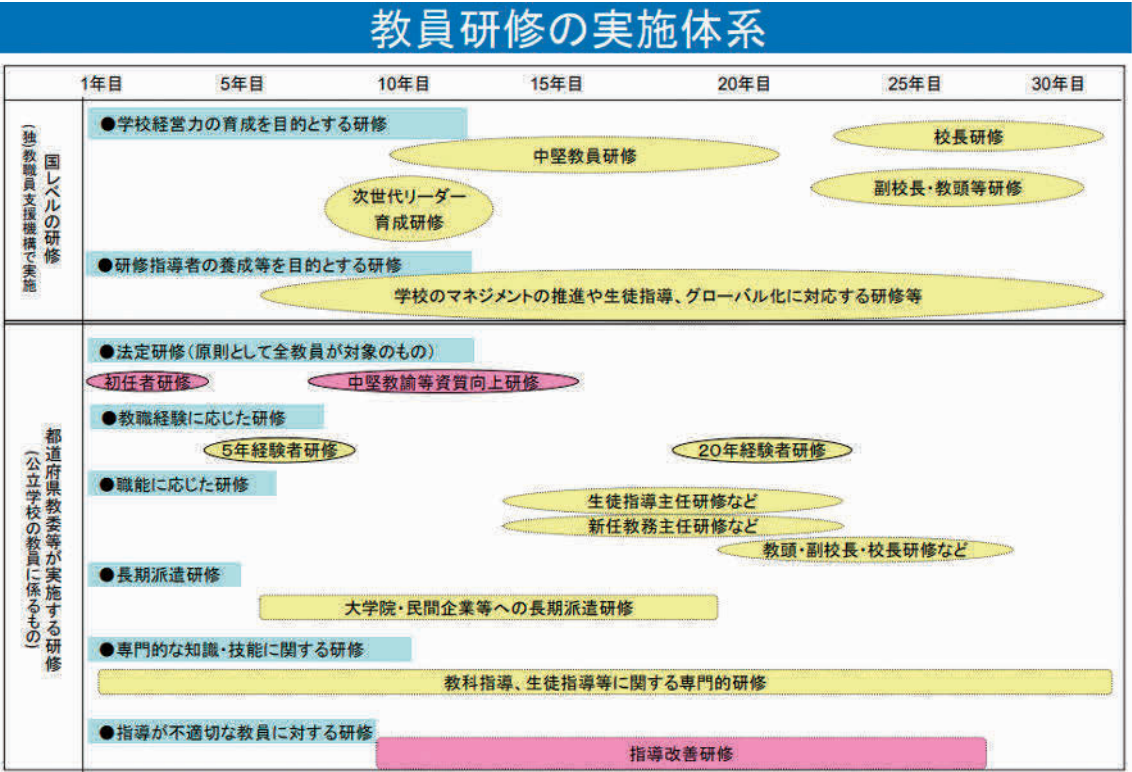


図5 教育研修の実施体系

(出典) 文部科学省ウェブサイト 教員研修の実施体系
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenshu/1244827.htm (2023.1.25 閲覧)

【参考文献など】

- ・文部科学省 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）
- ・文部科学省 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編、社会編、技術・家庭編
- ・文部科学省 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）
- ・文部科学省 高等学校学習指導要領解説（平成 30 年告示）総則編、公民編、家庭編
- ・一般社団法人教科書協会「令和 3 年度 教科書発行の現状と課題」
- ・金融経済教育を推進する研究会「中学校（教員・生徒）における金融経済教育の実態調査報告書（2022 年 10 月）」
<https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/chousa/kenkyukai/index.html>
- ・金融経済教育研究会「金融経済教育研究会報告書」（2013 年 4 月）
<https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130430/01.pdf>
- ・金融経済教育推進会議「金融リテラシー・マップ」（2015 年 6 月）
<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy/pdf/map.pdf>

- ・文部科学省ウェブサイト
<https://www.mext.go.jp/>
- ・金融庁ウェブサイト
<https://www.fsa.go.jp/>
- ・金融庁「金融行政方針・金融レポート」
<https://www.fsa.go.jp/policy/summry.html>
- ・金融広報中央委員会 金融教育プログラム（全面改訂版）－社会の中で生きる力を育む授業とは－（2016 年 2 月）
<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/program/>
- ・金融広報中央委員会「子供のくらしとお金に関する調査」
https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/kodomo_chosa/
- ・金融広報中央委員会「金融リテラシー調査」
https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy_chosa/
- ・金融広報中央委員会ウェブサイト「知るぽると」
<https://www.shiruporuto.jp/public/>
- ・消費者庁ウェブサイト
<https://www.caa.go.jp/>
- ・公益財団法人 消費者教育支援センターウェブサイト
<https://www.consumer-education.jp/>
- ・消費者庁 消費者教育ポータルサイト
<https://www.kportal.caa.go.jp/>
- ・日本証券業協会ウェブサイト 金融教育応援コーナー（先生・教育関係者向け）
<https://www.jsda.or.jp/gakusyu/edu/index.html>
- ・株式会社日本取引所グループ／株式会社東京証券取引所 金融経済教育プログラム
<https://www.jpx.co.jp/learning/education/index.html>
- ・金融経済ナビ 証券知識普及プロジェクトについて
<https://kinyu-navi.jp/project.html>
- ・一般社団法人全国銀行協会 学校教育や消費者教育に携わる方
<https://www.zenginkyo.or.jp/education/>
- ・NPO 法人日本ファイナンシャル・プランナーズ（FP）協会 学校関係者の方へ
<https://www.jafp.or.jp/school/>
- ・OECD/INFE HIGH-LEVEL PRINCIPLES ON NATIONAL STRATEGIES FOR FINANCIAL EDUCATION
<https://www.oecd.org/daf/fin/financial-education/OECD-INFE-Principles-National-Strategies-Financial-Education.pdf>

- OECD National Strategies for Financial Education
<https://www.oecd.org/finance/nationalstrategiesforfinancialeducation.htm>
- National Strategies for Financial Education: OECD/INFE Policy Handbook
<https://www.oecd.org/daf/fin/financial-education/national-strategies-for-financial-education-policy-handbook.htm>
- 独立行政法人教職員支援機構（NITS）
<https://www.nits.go.jp/>
- 東京書籍ウェブサイト
<https://www.tokyo-shoseki.co.jp/>
- 教育出版ウェブサイト
<https://www.kyoiku-shuppan.co.jp/>
- 日本文教出版ウェブサイト
<https://www.nichibun-g.co.jp/>
- 帝国書院ウェブサイト
<https://www.teikokushoin.co.jp/>
- 開隆堂出版ウェブサイト
<https://www.kairyudo.co.jp/>
- 教育図書ウェブサイト
<https://www.kyoiku-tosho.co.jp/>
- 実教出版ウェブサイト
<https://www.jikkyo.co.jp/>
- 第一学習社ウェブサイト
<http://www.daiichi-g.co.jp/>
- 大修館書店ウェブサイト
<https://www.taishukan.co.jp/>

※各ウェブサイトは 2023.1.6 閲覧